相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市武芸川町八幡一三四五番地、最後の住所岐阜市柳津町東塚二丁目一一六番地二　被相続人　亡　相宮伊津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

岐阜市神田町一丁目一〇番地二　小森ビル四階　弁護士法人長良橋通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今尾　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区東小橋一丁目一六番、最後の住所大阪市東成区東小橋一丁目一六番一七号　被相続人　亡　中村　重富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区国分寺二丁目一三番地、最後の住所大阪市城東区古市一丁目二〇番一七号城東老人ホーム　被相続人　亡　谷口　政巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階

相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡広陵町大字安部三番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　拓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

大阪府大阪市北区西天満一丁目九番二〇号第二大阪弁護士ビル三階三〇三号

相続財産管理人　弁護士　吉田　之計

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区藤原光町三丁目四〇番地、最後の住所兵庫県神戸市灘区鶴甲三丁目一二番一二号　三倉六甲台ライフ四〇一号　被相続人　亡　太田　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル六階

相続財産管理人　弁護士　福田　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡隠岐の島町郡四五八番地、最後の住所兵庫県三田市東本庄一一八八番地　被相続人　亡　田崎　朋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

神戸市中央区相生町二丁目三番九号　石川ビル五階　藤野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤野　亮司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市白浜町字佐崎北二丁目二二八番地八、最後の住所兵庫県姫路市白浜町字佐崎北二丁目二二八番地八　被相続人　亡　杉田みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市勝山二二六番地、最後の住所岡山県真庭市勝山二二六番地　被相続人　亡　山田　康一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

事務所岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階　岡山中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島村　和昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市作木町西野三四三番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町城之堀七丁目一九番一四号　被相続人　亡　西門　輝朝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

広島県安芸郡府中町大通一丁目八番一三号

相続財産管理人　司法書士　髙木　雄司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市清武町今泉甲三七二一番地一、最後の住所宮崎県宮崎市清武町船引二三五三番地三　被相続人　亡　井上ミユキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

宮崎県宮崎市永楽町一八二番地六

相続財産管理人　弁護士　小久保　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡喜界町大字湾六七番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市紫原五丁目三番三号　山元ビル三〇五号　被相続人　亡　宮　忠廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

鹿児島県大島郡喜界町大字湾四四五番地一

相続財産管理人　司法書士　平石　幾郎

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月二十八日

茨城県水戸市泉町二丁目二番三三号

全国納豆厚生年金基金

代表清算人　笹沼　隆史

第63期決算公告

平成29年3月28日

青森市港町三丁目6番33号

青森ガス株式会社

取締役社長　竹中　義道

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	2,955,720	固定負債	4,111,816
有形固定資産	2,687,353	流動負債	281,155
無形固定資産	3,122	株主資本	△630,536
投資その他の資産	265,244	資本金	100,000
流動資産	806,714	利益剰余金	△730,536
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	△768,036
		（うち当期純利益）	（200,802）
資産合計	3,762,435	負債・純資産合計	3,762,435